

はじめに

1 新しいまちづくりビジョン策定の趣旨

これまで経験しなかった人口減少や急速な少子高齢化が進む中、自動車の普及等を背景に中心市街地における都市機能の集積が低下し、これまで行政、商店街等において、まちの「顔」というべき中心市街地の再生について様々な取り組みをしてきましたが、中心市街地の衰退に歯止めがかかっていない状況です。

このような状況のもと、これまでの経済効率を優先した「車」中心のまちづくりでは生活利便性の低下、地域の魅力の喪失、環境負荷の増大や自治体財政の悪化をまねく恐れがあり、持続可能な発展が困難となるため、県では「環境への負荷の少ない持続可能なまちづくり」や「歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり」の考え方に基づき、平成17年10月に小売商業施設の適正配置を目指した「商業まちづくりの推進に関する条例」（以下「条例」という。）を制定しました。

さらに、平成18～19年度に「歩いて暮らせるまちづくり社会実験（以下「社会実験」という。）」を県内4市で実施し、幅広く県民に対して条例の理念等についての意識高揚を図ってきたところであります。

条例の理念等と社会実験の成果を踏まえ、「人」中心のまちづくりを一層推進し、「誰もが安心して暮らしやすい魅力的で持続可能なまちづくり」の実現を図るために「歩いて暮らせる新しいまちづくりビジョン」（以下「新しいまちづくりビジョン」という。）を策定し、市町村等が行うまちづくりを支援していくこととしました。

2 新しいまちづくりビジョンの役割

この新しいまちづくりビジョンは、「持続可能な歩いて暮らせるまちづくり」の実現を図るため、各種まちづくり計画の背景となるまちづくりの方向性を検討する際の指針としての「新しいまちづくりの基本的考え方」、さらに市町村やまちづくり関係団体等が目標設定や計画づくりをはじめ、まちづくりを進める上での「新しいまちづくりの具体的ガイドライン」としてとりまとめたものであり、市町村や商工団体、まちづくり関係団体をはじめ広く県民の方に「まちづくりの手引書」として活用していただくものです。

「基本的考え方（第1編）」は、まちの規模にかかわらず、すべての地域において新しいまちづくりを進めていく際に活用いただくためのものです。

また、「ガイドライン（第2編）」は、それぞれの地域の特性に応じて選択し新しいまちづくりに取り組むヒントとなるよう多くの事例を紹介しています。

（1）新しいまちづくりの基本的考え方：第1編

第1編では、新しいまちづくりが必要であるその背景を明らかにし、「誰もが安心して暮らしやすい魅力的で持続可能なまちづくり」を基本目標とした、新しいまちづくりの基本的考え方を示します。

さらに、新しいまちづくりを進めていくため、「福島県商業まちづくり基本方針」における「県づくりの基本的な考え方」を踏まえた、「誰もが安心して暮らしやすいまちづくり」・「歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり」・「環境への負荷の少ない持続可能なまちづくり」を総合的に推進していく、実行戦略を示します。

基本目標

「誰もが安心して暮らしやすい魅力的で持続可能なまちづくり」



新しいまちづくりの実行戦略

新しいまちづくりを進めるための土台づくり（ひと・なかも・計画）
 安全・安心・快適に過ごせるまちなか機能の充実
 いつでもまちなかを楽しめる魅力ある商業・商店街の再生と賑わい創出
 まちなかと田園地域等の共生と地域の資源を生かした交流・観光の促進
 まちなかへ人が集まり、多様な手段で回遊できる交通システムの構築

（２）新しいまちづくりの具体的ガイドライン：第２編

第１編で示した新しいまちづくりの基本的考え方に基づくまちづくりを実現するためのガイドラインとして、住民、市町村、まちづくり関係団体等が連携・協力し主体的・継続的にまちづくりを推進するためには、どのような方策を推進していけばいいのか、どのような方策が効果的なのかなどについて、それぞれの地域の実情に応じた進め方ができるよう、事例を交えて紹介しています。

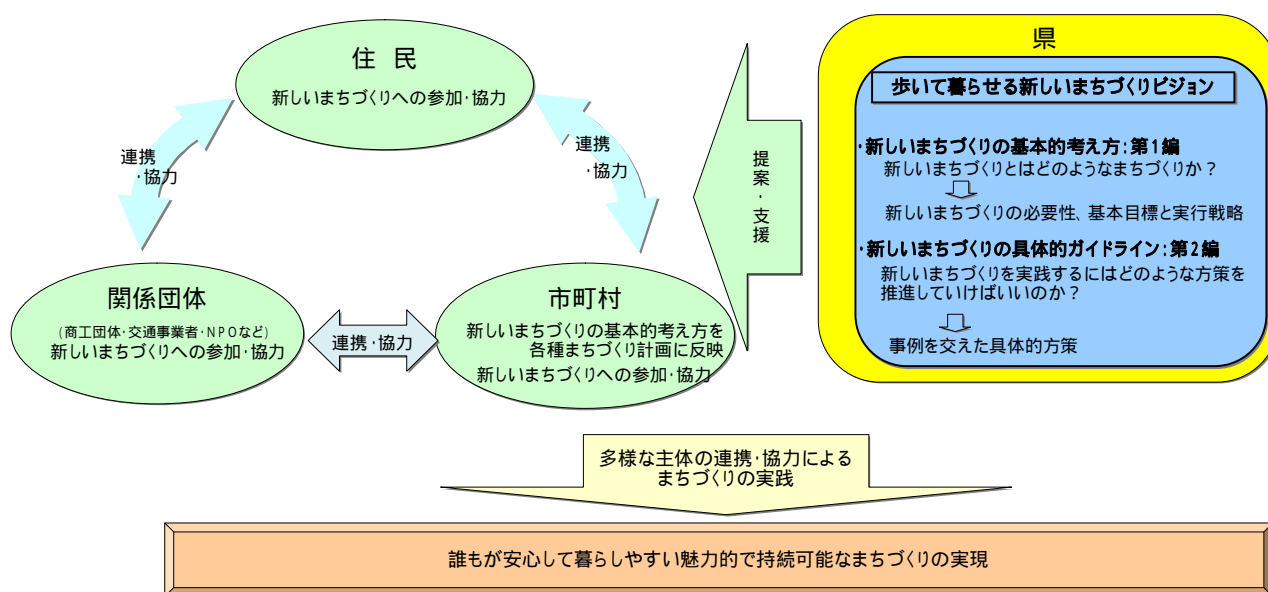


図 新しいまちづくりビジョンのイメージ